

市創業者表彰候補者の募集

令和4年4月1日以降に市内で創業し、1期以上の決算を行っている法人または個人

優れた創業者を表彰 受賞特典 ●最優秀賞 賞金10万円 ●優秀賞 賞金5万円 ほか



キラリと光る創業者募集

申込書(商工観光課または各行政センターに設置または市ホームページからダウンロード)に必要事項を記入の上、必要書類を添えて商工観光課に持参または郵送、メールで提出 宛先 〒962-8601 (住所記載不要) 商工観光課 7月10日(金) 商工観光課(88)9141 shoukou@city.sukagawa.lg.jp

一年分の年金支払額をお知らせします

日本年金機構では、令和8年4月からの年金額をお知らせする「年金額改定通知書」と「年金振込通知書」が一体となった統合通知書を6月から順次発送しています。

郡山年金事務所(024(932)3434)

「第76回社会を明るくする運動」7月強調月間オープニングセレモニー

「社会を明るくする運動」は、地域の皆さんがそれぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

時7月1日(水) 午後1時30分 場tette1階「たいまつホール」 テーマ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ 社会福祉課(88)8111

歯科口腔健康診査

時6月1日(月)~11月30日(月) 対75歳(昭和25年4月1日~昭和26年3月31日生まれ) 80歳(昭和20年4月1日~昭和21年3月31日生まれ) 後期高齢者医療広域連合お問い合わせコールセンター(0120(949)318)

認知症カフェに参加してみませんか?

認知症カフェとは、認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加できる集いの場です。市内には5カ所の認知症カフェがあり、参加者による情報交換だけでなく、認知症に対する不安や悩みなどの相談にも対応しています。

参加者の声 「同じような悩みを抱えている人がいる、自分の家族だけが特別ではないということが分かり、気持ちが楽になった」

他 認知症カフェを開発するときには、市の補助制度があります。

開催日時や場所など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

長寿福祉課(88)8116

6月23日~29日は「男女共同参画週間」

あなたらしさが、社会のチカラ

全ての人が性別の役割意識にとらわれず、個性と多様性を認め合い尊重し、生きがいを感じられる社会の実現に向け、理解を深めましょう。

生活環境課(94)4432



しあわせ金婚夫婦表彰

県老人クラブ連合会では、結婚50年を迎えた夫婦に、表彰状と記念品を贈呈します。

昭和51年1月1日から12月31日までに結婚した夫婦と、既に該当して去年までに申請していない夫婦 地区の老人クラブ会長を通して(老人クラブがない地区は、長寿福祉課または長沼・岩瀬各行政センター)お申し込みください。

6月30日(火) 長寿福祉課(94)2162

介護予防ボランティア活動

介護予防ボランティアは、高齢者自らが、介護予防につながる活動を通して社会参加・社会貢献を行う仕組みです。

ボランティア活動を1時間行うと1ポイント(100円分)が付与され、換金できます。

※1日2ポイント、年間1万円分が付与上限

市内在住の65歳以上の人 ※活動のための講座受講が必要 通いの場や認知症カフェなどの運営補助 ●介護保険施設での補助、話し相手 など

市社会福祉協議会(88)8211 長寿福祉課(94)2162

市民交流センター運営協議会の公募委員を募集

市内在住または在勤の18歳以上で、平日に開催される会議に出席できる人

※市が設置するほかの公募委員に委嘱されている人、市税を滞納している人を除く

任期 委嘱の日から2年間 2人 市民交流センターの運営に関し意見を述べる

応募用紙(市民交流センターに設置または市民交流センターホームページからダウンロード)に必要事項を記入の上、市民交流センターに持参またはメール、郵送で提出 宛先 〒962-0845 中町4-1 市民交流センター 6月24日(水) 市民交流センター(73)4407 tette@city.sukagawa.lg.jp



市民交流センター運営協議会の委員募集

木造住宅の耐震診断

対象住宅 昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て(昭和56年6月1日以降に増築しているときは対象外)

対象住宅の所有者で、市税などの滞納がない人

負担額 8,000円

診断方法 住宅内部の目視、計測などの現地調査を行い、後日、診断結果を説明するため自宅に伺います。

診断結果が耐震基準を下回った場合、建て替えを含む耐震改修工事費の一部補助が受けられることがあります。

まち共創課(88)9154



木造住宅耐震診断

農業者年金の現況届を忘れずに

農業者年金の受給者は、毎年現況届の提出が必要です。

受給者には、5月下旬に農業者年金基金から現況届が郵送されています。必要事項を記入の上、6月30日(火)までに農業委員会事務局、各行政センターのいずれかに提出してください。 農業委員会事務局(88)9165

土地や家屋の利用方法が変わったときは連絡を

固定資産税は、毎年1月1日時点の土地や家屋、償却資産の利用方法や所有状況に応じて課税されます。

土地や家屋の利用方法が変わったときや、家屋の新築・増築・取り壊しをしたときは、必ず税務収納課にご連絡ください。

家屋評価調査にご協力を

家屋などを新築・増築すると、翌年から固定資産税が課税されます。

その課税基礎となる「評価額」算出のため、市の職員が直接訪問し、家屋を調査します。事前にご都合を確認してから伺いますので、ご協力をお願いします。

税務収納課(88)9125

入湯税の活用

温泉を利用したときの入湯税は、温泉旅館などが市に納め、環境衛生施設や消防施設、観光振興事業などに活用しています。



入湯税

入湯税 1人1日当たり150円

税務収納課(88)9123

不動産取得税の軽減

不動産取得税は、売買や贈与などで不動産を取得したときや新築・増築などをしたときに、登記の有無にかかわらず取得ごとに一度だけ課税されます(相続により取得したときは非課税)。

税額は、不動産取得時の固定資産評価額の3%(住宅以外の家屋は4%)で、住宅や住宅用地の取得は、一定の要件を満たすと申請により軽減措置が適用されます。

三世同居・近居住宅を取得する人 三世以上の方が県内で同居または近居する住宅を平成29年4月1日から令和13年3月31日までに取得したときは、その住宅に係る不動産取得税の一部を申請により軽減できます。

県中地方振興局税部(024(935)1254)

令和8年度(令和7年分)の税証明書

令和8年度(令和7年分)の所得と課税に関する証明書を、6月11日(木)から発行します。

申請場所と取得できる証明書

各行政センター(東・西袋を除く) ●所得証明書 ●課税(非課税)証明書 ●納税証明書(法人市民税は市役所のみ) ●資産証明書(地目用途別) ●社会保険料納付額証明書

市役所、長沼・岩瀬各行政センター 上記に加え ●車検用軽自動車税納税証明書 ●名寄帳 ●評価・公課・登録・営業(所在地)の各証明書 ※課税(非課税)証明書は、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアなどのマルチコピー機で発行できます。

申請に必要な物(個人)

本人 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など) 代理人 ●代理人の本人確認書類 ●委任状(委任者本人が署名し、押印したもの)

申請に必要な物(法人)

代表者 ●本人確認書類 ●代表者が確認できるもの(登記事項証明書など)

代理人 ●代理人の本人確認書類 ●委任状(法務局登録の代表者印を押印したもの)または代表者印

税務収納課(88)9123

information

人口・世帯数

現住人口 8.4.1現在(前月比) ●人口 70,869人(△214人) 男 34,722人(△109人) 女 36,147人(△105人) ●世帯数 28,261世帯(+34世帯)

生活ダイヤル

防災行政無線音声ガイドサービス 0120(110)636

今月の納付 納期限6月30日(火)

●市県民税 第1期

市民提案制度

「市政情報」の「ご意見・提案」ページから送信



市民提案制度